

裁 決 書

三重県名張市梅が丘南 2 番町 1 3 6 番地
審査申立人 北浦 一彦

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 3 年 1 月 8 日付けで提起のあった同年 9 月 5 日執行の山添村長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、奈良県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

令和 3 年 1 月 19 日付け山添村選挙管理委員会決定を取り消し、令和 3 年 9 月 5 日に執行された山添村長選挙における当選人野村栄作の当選を無効とする裁決を求める。

2 審査の申立ての理由

申立人は、本件選挙において、山添村選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）が行った各候補者の有効得票数算定手続に誤ったものがあると想起されるので、疑問票及び当選人野村栄作（以下「当選人」という。）の投票を再検証することを求めるとともに、当選人の当選を無効とする裁決を求めるものであって、その理由とするところは、審査申立書及び反論書を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 無効投票内訳の 2（候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの。以下「無効投票（候補者でない者の氏名）」という。）35 票に「彦」、「ひこ」及び「ヒコ」の記載した投票はなかったか。日頃から申出人を「彦ちゃん」、「彦」と呼ぶ有権者も多く、また、他の候補には「氏」、「名」に「ひ」、「こ」の文字はない。通称認定申請書の提出は行わなかったものの公職選挙法の趣旨から有権者の意思を最大限尊重した扱いが行われたか。
- (2) 無効投票内訳の 8（白紙投票。以下「無効投票（白紙投票）」という。）50 票の両面を確認したか。候補者記載欄以外の記載も有効でありその確認がなされたか。無効投票（候補者でない者の氏名）同様有権者の意思を尊重した扱いが行われたか。
- (3) 無効投票内訳の 9（単に雑事を記載したもの。以下「無効投票（雑事記載）」という。）29 票に「彦」、「ひこ」及び「ヒコ」の記載した票を「単に雑事を記載したもの」と判断していないか。また、上下を誤って記載された投票はなかったか。
- (4) 無効投票内訳の 10（単に記号、符号を記載したもの。以下「無効投票（記号記載）」という。）3 票に無効投票（雑事記載）と同様のものがなかったか。
- (5) 候補者別得票の中で当選人の 1666 票中に同日に執行された山添村議会議員選挙（以下「議員選挙」という。）の候補者の氏名「野村信介」の記載のあったものを当選人の投票

として集計されていないか。

争点

一般的に、投票の効力を判定するに当たっては、公職選挙法第67条後段の趣旨に照らして、投票の記載自体から、選挙人が候補者の何人に投票したのかその意思を明認できる限り、その投票を有効とするように解すべきである（昭和63年6月30日仙台高等裁判所判決）。また、氏又は名のみを記載した投票は、記載された文字が候補者の氏又は名をほぼ表示している場合は有効と解される。このため、本件選挙においては、申立人が主張する投票が存在したのか、また、申立人が主張する投票が存在した場合、当選人の決定に影響を及ぼすのかが争点となる。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めて受理し、村委員会から弁明書及び証拠書類を、申立人からは反論書をそれぞれ徴した。さらに、職権により本件選挙の選挙長（本件選挙は公職選挙法第79条第1項の規定により開票の事務が選挙会場において選挙会の事務に併せて行われ、同条第3項の規定により選挙長が開票管理者に充てられた。）及び開票に従事した職員に聞き取りを行った上で、慎重に審理した。

その結果は、次のとおりである。

1 申立人の主張

審査申立書における申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 無効投票（候補者でない者の氏名）35票に「彦」、「ひこ」及び「ヒコ」の記載した票はなかったか。日頃から申出人を「彦ちゃん」、「彦」と呼ぶ有権者も多く、また、他の候補には「氏」、「名」に「ひ」、「こ」の文字はない。通称認定申請書の提出は行わなかったものの公職選挙法の趣旨から有権者の意思を最大限尊重した扱いが行われたか。
- (2) 無効投票（白紙投票）50票の両面を確認したか。候補者記載欄以外の記載も有効でありその確認がなされたか。無効投票（候補者でない者の氏名）同様有権者の意思を尊重した扱いが行われたか。
- (3) 無効投票（雑事記載）29票に「彦」、「ひこ」及び「ヒコ」の記載した票を「単に雑事を記載したもの」と判断していないか。また、上下を誤って記載された投票はなかったか。
- (4) 無効投票（記号記載）3票に無効投票（雑事記載）と同様のものがなかったか。
- (5) 候補者別得票の中で当選人の1666票中に議員選挙の候補者の氏名「野村信介」の記載のあったものを当選人の得票として集計されていないか。

2 審査申立てに対する村委員会の弁明

弁明書における村委員会の弁明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 令和3年10月18日に村委員会において、公職選挙法第216条第1項の規定により、口頭の意見陳述あるいは補足説明を申立人に対し要求したが、申立人は提出した異議申出書を朗読しただけで補足的な説明はなかった。
- (2) 同日、村委員会で審議したが、申立人が当選の効力について疑義を示している候補者及び

申立人の得票数は令和3年9月5日開会の選挙会において、決定している。

(3) 申立人は、選挙立会人（本件選挙は公職選挙法第79条第3項の規定により選挙立会人が開票立会人に充てられた。）を立ち会わせる申出をしなかったことから、本件選挙の開票に当たり投票の分別等に誤りがあったと想起させる点があるとしているが、本件選挙の選挙会において、有効、無効の判断は選任された3名の選挙立会人の意見を聞いた上で、選挙長が過去の判例等を参考に決定しており、他の候補者が届け出た選挙立会人を含め全ての選挙立会人から異議等はなく、適正に執行されている。

(4) 以上のことから、本件選挙は適正、適法に行われており、選挙立会人が投票の効力を点検し、投票の有効、無効について確認して確認印を押印しており、投票の効力や有効、無効の決定に異動を及ぼすような事由は認められなかったことから、改めて投票用紙を点検し、有効、無効の判別及び各候補の得票数の集計のやり直しをする理由は認められない。よって、村委員会は、本件審査申立を棄却するとの裁決を求める。

3 村委員会の弁明に対する申立人の反論

反論書における申立人の反論を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査申立記載事項の否認について、村委員会は「審査申立の理由について、審査申立理由1, 2, 3, 4, 5は否認する」とあるが各事由に否認する理由の記載がない。

(2) 村委員会は、弁明書の3処分庁の主張(1)エについて、「令和3年9月5日開会の選挙会において決定している。」とあるが、より公正に透明性をもって選挙を実施することを担保・保証するため公職選挙法で規定されている異議申立の趣旨を蔑ろにするものであり、公職選挙法に基づき選挙を適正に執行すべき選挙管理委員会の言ではない。

(3) 弁明書に添付された令和3年10月18日選挙管理委員会会議録には、「異議申出書を朗読するだけで補足説明はなかった。」とあるが、事実は異議申出書に記載しており、尾ひれは付けられない。「噂話は聞いているが、根拠（私は「証拠がない。」と述べました。）となる話ではないため、補足的に説明する話ではない。」と村選挙管理委員に申し上げた。ここで、委員の方々が大いにならずき、情報を得ている様子にうかがえた。

4 当委員会の判断の基礎となる資料の概要

本件選挙の争点となる申立人が主張する投票の有無について、開票に従事した選挙長、職員等に聞き取りを行った。それぞれの発言については以下のとおりである。

(1) 無効投票（候補者でない者の氏名）の有無

ア 村委員会委員長 中森公雄（本件選挙の選挙長で開票管理者に充てられる。以下「選挙長」という。）

・無効投票（候補者でない者の氏名）の中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載した投票はなかった。疑問票は全て決裁が回ってきて確認したが、申立人が主張するようなものはなく、判断に迷うようなものはなかった。

イ 山添村副村長 前川喜正（本件選挙の開票事務において疑問票の審査等に携わる審査係。以下「審査係A」という。）

・無効投票（候補者でない者の氏名）の中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載した投票はなかった。

ウ 山添村教育委員会事務局長 上脇力（本件選挙の審査係。以下「審査係B」という。）

・無効投票（候補者でない者の氏名）の中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載した投票は

なかった。申立人が元村職員で「ヒコ」と呼ばれていたことは承知していたので、その可能性も踏まえて見ていたが、そのような票はなかった。

- エ 山添村保健福祉課長 菊岡啓典（本件選挙の審査係。以下「審査係C」という。）
- ・無効投票（候補者でない者の氏名）の中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載した投票はなかった。

(2) 無効投票（白紙投票）の有無

ア 選挙長

- ・無効投票（白紙投票）の両面（記載欄以外）を確認した。有効とした投票以外、裏面記載はなかった。

イ 審査係A

- ・無効投票（白紙投票）の両面（記載欄以外）を確認した。投票用紙裏面に候補者氏名が記載されている投票もあったが、有効とした。有効とした投票以外、裏面記載はなかった。

ウ 審査係B

- ・無効投票（白紙投票）の両面（記載欄以外）を確認した。投票用紙裏面に候補者氏名が記載されている投票もあったが、有効とした。有効とした投票以外、裏面記載はなかった。

エ 審査係C

- ・無効投票（白紙投票）の両面（記載欄以外）を確認した。投票用紙裏面に候補者氏名が記載されている投票もあったが、有効とした。有効とした投票以外、裏面記載はなかった。

(3) 無効投票（雑事記載）の有無

ア 選挙長

- ・無効投票（雑事記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

イ 審査係A

- ・無効投票（雑事記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

ウ 審査係B

- ・無効投票（雑事記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

エ 審査係C

- ・無効投票（雑事記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

(4) 無効投票（記号記載）の有無

ア 選挙長

- ・無効投票（記号記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

イ 審査係A

- ・無効投票（記号記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された

投票はなかった。

ウ 審査係B

- ・無効投票（記号記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

エ 審査係C

- ・無効投票（記号記載）と分類されたものの中に「ヒコ」、「彦」及び「ひこ」と記載された投票はなかった。

(5) 本件選挙における野村信介票の取扱い

ア 選挙長

- ・議員選挙候補者の「野村信介」と記載のあった投票を当選人の得票として集計していない。本件選挙の投票用紙に、「野村信介」と記載された投票もあったが、それは本件選挙では無効にしている。

イ 審査係A

- ・議員選挙候補者の「野村信介」と記載のあった投票を当選人の得票として集計していない。選挙期間中から、議員選挙の野村信介、本件選挙の野村栄作の取扱いについては十分考え、開票当日適切に対応した。本件選挙の投票用紙に、「野村信介」と記載された投票もあったが、それは本件選挙では無効にしている。

ウ 審査係B

- ・議員選挙候補者の「野村信介」と記載のあった投票を当選人の得票として集計していない。本件選挙の投票用紙に、「野村信介」と記載された投票もあったが、それは本件選挙では無効にしている。

エ 審査係C

- ・議員選挙候補者の「野村信介」と記載のあった投票を当選人の得票として集計していない。本件選挙の投票用紙に、「野村信介」と記載された投票もあったが、それは本件選挙では無効にしている。

(6) その他

ア 審査係A, B, Cは、申立人が元村職員で、同僚から「ヒコ」と呼ばれていたことも承知していたので、「ヒコ」などと記載された投票については注意を払っていた。

イ 審査係A, B, Cは、議員選挙に野村信介候補が、村長選挙に当選人が立候補したことを受けて、本件選挙において「野村信介」と記載された投票があった場合の取扱いについては十分考え、開票当日適切に対応できるようあらかじめ準備していた。

5 当委員会が認定した事実及び当委員会の判断

(1) 当委員会が認定した事実

上記「4 当委員会の判断の基準となる資料の概要」を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 「彦」、「ひこ」及び「ヒコ」の記載した票の有無について

選挙長及び審査係A, B, C（以下「選挙長ら」という。）から、無効投票（候補者でない者の氏名）、無効投票（雑事記載）及び無効投票（記号記載）に分類された投票の中に、「彦」、「ひこ」及び「ヒコ」の記載した投票はなかった、との証言を得た。

イ 白票の両面の確認

(7) 選挙長は、白票は全て両面を確認したと証言した。また選挙長から、有効とした投票以外、裏面記載はなかった、との証言を得た。

(4) 審査係A、B、Cはいずれも、白票は全て両面を確認したと証言した。投票用紙の裏面に候補者氏名が記載された投票はあったがそれは有効とし、有効とした投票以外に裏面記載はなかった、との証言を審査係A、B、Cから得た。

ウ 当選人の得票とされた「野村信介」と記載された投票

選挙長らからはいずれも、本件選挙の投票用紙に「野村信介」と記載された投票もあったが、それは無効とした、との証言を得た。

エ その他

審査係A、B、Cからは、議員選挙に野村信介候補が立候補したことを受けて、投票の取扱いについては十分考え、開票当日適切に対応できるよう準備しており、申立人が元村職員で、同僚から「ヒコ」と呼ばれていたことも承知していたので、「ヒコ」などと記載された投票については注意を払っていた、との証言を得た。

(2) 当委員会の判断

当委員会は、次のとおり判断する。

申立人は、裁決の理由の申立人の主張1(1)から(5)まで及び同3(1)から(3)までに記載のとおり主張するも、これを根拠づける証拠や証言は申立人から一切示されなかった。

一方、当委員会が本件選挙の選挙長らに調査した結果、申立人が同1(1)から(4)までに主張するような投票が存在しないこと、同1(5)で主張する「野村信介」と記載された投票は存在したが、全て無効として取り扱われたことが確認された。

また、村委員会は、申立人が元村職員で、同僚から「ヒコ」と呼ばれていたことも承知しており、「ヒコ」などと記載された投票がないか注意を払うとともに、議員選挙に野村信介候補が立候補したことから、本件選挙で「野村信介」と記載された投票が生じる可能性について十分検討し準備を行っていたことから、開票についても適正に管理執行されたものと推認される。

以上のことから、申立人の主張にはいずれも理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和4年2月28日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一
委員 石 田 操
委員 谷 口 宗 男
委員 福 井 英 之

教 示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。